

広島県告示第 524 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 23 年 5 月 30 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市桜尾一丁目 12 番 1 号 中国醸造株式会社 代表取締役社長 白井 浩一郎
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市桜尾一丁目 12 番 1 号 中国醸造株式会社

2 申請の内容

10 ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 1 基を新設する。また、汚水等の処理の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種	類	10 ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 1 基 (SF フィルター (4 本))		
能	力	ろ過面積 28 m <sup>2</sup>		
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	許可後直ちに		
	使用開始予定年月日	許可後直ちに		
使用	使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	9 時～16 時 7 時間 (季節的変動なし)		
	項 目	通常	最大	
の	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6～7	6～7
		化学的酸素要求量 (単位: )	20	60
		浮遊物質質量 (単位: mg/L)	1,700	5,000

方	窒素含有量	ND	1
	リン含有量	ND	ND
法	大腸菌群数（単位：個/cm <sup>3</sup> ）	0	0
	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m <sup>3</sup> ）	0.3	0.7

※ND：検出下限未満

(2) 汚水等の処理の方法

一般排水処理施設 1基 変更

(SFフィルター（4本）使用の場合)

			変更前				変更後			
工期等	工事着手予定年月日		既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日						許可後直ちに			
	使用開始予定年月日						許可後直ちに			
使用の方法	排出される汚水等の状態	項目	処理前		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		化学的酸素要求量	(単位：mg/L)	323	495	35	70	322	494	35
		浮遊物質	135	325	20	50	136	329	20	50

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年5月30日から平成23年6月20日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境産業部環境政策課